（全体構想に記載すべき事項）
・推進の背景と目的
・推進に当たっての現状と課題
・推進の基本的な方針

⑵　推進する地域

（基本的事項）

推進地域の設定は、自然環境の特性や社会的側面からその一体性を考慮し、過大又は過小にならないよう合理性のある範囲とする必要があります。

また、一つの推進地域の中にも異なる特性を持つ区域が併存する場合には、必要に応じてそれらを適切に区分（以下「ゾーニング」という。）し、それぞれの特性に応じて、想定される利用の形態や実施に当たって配慮すべき事項、利用を抑制すべき区域などエコツーリズムの実施の方法を示す必要があります。

上記のように自然環境の特性や社会的側面を考慮した結果によっては、複数の市町村にまたがる推進地域を設定することも考えられます。その場合には複数の市町村を一体として全体構想を作成することが望まれます。

その一方で、一つの市町村の中に海沿いの地域や山あいの地域など異なる自然環境の特性や社会的側面を持つ地域が複数あり、ゾーニングによる対応が困難な場合には、一つの市町村に複数の協議会が設置され、それぞれにおいて全体構想が作成されることも考えられます。

なお、推進地域の設定に当たっては、土地所有者等との丁寧な合意形成の下に進められる必要があります。

（全体構想に記載すべき事項）
・推進地域の範囲及び設定に当たっての考え方
・推進地域のゾーニングの考え方（ゾーニングする場合）
・ゾーニングの取扱方針（ゾーニングする場合）

2　対象となる自然観光資源

（基本的事項）

エコツーリズムの対象となる自然観光資源には、自然環境に係る観光資源だけでなく、自然環境と密接な関連を有する風俗慣習や伝統的な生活文化に係る観光資源も含まれます。

法第２条第１項第１号の「動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源」については、クジラ、イルカ、ウミガメ、ホタル、チョウ、ブナの巨木などの「動植物」、海鳥の集団繁殖地やサンゴ礁、湿原などの「動植物の生息地・生育地」、滝や風穴、噴泉塔などの「地形・地質」といった資源が例として挙げられます。

また、法第２条第１項第２号の「自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源」としては、棚田や魚垣（ながき）、火入れとそれによって維持されている半自然草原、カバタ（湧水を家に引き込みその水を炊事や洗濯に利用する仕組み）などの資源が例として挙げられます。

そのほか、上記の自然観光資源に該当しない一般的な観光資源で、プログラムの企画、実施に当たって活用することが見込まれるものについても、全体構想に併せて記述しておくことが考えられます。

（全体構想に記載すべき事項）
・対象となる主な自然観光資源の名称、所在地、特性、利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項など

3　エコツーリズムの実施の方法

エコツーリズムは、観光旅行者が自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言（以下「ガイダンス」という。）を受け、自然観光資源の保護に配慮しつつふれあい、知識や理解を深める活動（以下「プログラム」という。）の実施によって推進されるものです。

また、エコツーリズムは人為的な影響を受けやすい自然観光資源を対象として実施されることもあることから、それらが利用によって損なわれないように留意する必要があります。そのためには適切な利用の方法（以下「ルール」という。）を確認し必要に応じて明文化するとともに、その方法に従って実施することや、自然観光資源の状態などの実施の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え（以下「モニタリング及び評価」という。）、これを反映させつつ実施することが重要です。

エコツーリズムの実施に当たっては、上記のルール、ガイダンス、プログラム並びにモニタリング及び評価に加え、安全管理が特に重要な要素となることを踏まえつつ、以下に挙げるような各項目に留意して実施することが求められます。

⑴　ルール

（基本的事項）

エコツーリズムにおけるルールとしては、自然観光資源が損なわれることを防ぐため、必要に応じて罰則のような一定の強制力を持たせることによって遵守を図るものと、内発的な取組として関係者間の意識啓発によって実施するものとがあります。

その際、観光旅行者の満足度の向上やガイド自身を含む参加者の安全確保、地域住民の生活の質が観光によって損なわれることを防止することなどを目的としたルール、従前からの地域コミュニティにおける慣習などについても必要に応じて検討することが求められます。

ルールの策定に当たっては、効率的に策定されるよう配慮しながら、それが実行されることにより影響を受ける幅広い関係者が議論に参加することが望まれます。特に自然観光資源の利用に制限を課す場合にあっては、影響が想定される観光事業者等も含めて関わってもらうことが重要です。

その際、議論や情報と併せて、自然観光資源の持続的利用など、そのルールを遵守することによって得られる共通のメリットが分かりやすい形で共有されることが重要です。

また、ルールの運用に当たっては、観光事業者や観光旅行者だけでなく、地域住民に対しても周知徹底を図ることが求められます。この際、ルールを遵守することによって得られるメリットを分かりやすい形で提示したり、ルールの運用状況をチェックする体制を整えたりするなど、実効性の確保に留意する必要があります。

上記のように適切に運用されたルールに基づいて実施されるプログラムでは、観光旅行者は対象とする自然観光資源の損なわれていない本来の姿にふれあうことができる上、利用集中によるマナー違反や混雑等の悪影響が緩和されるなど快適な状態がもたらされることになります。このため、質の高いエコツアーの実現につながり、観光旅行者にとっての満足度が高まることになります。

（全体構想に記載すべき事項）
・ルールによって保護する対象
・ルールの内容及び設定理由
・ルールを適用する区域
・ルールの運用体制
※特定自然観光資源については、「４　特定自然観光資源を含む自然観光資源の保護及び育成」で詳述

⑵　ガイダンス及びプログラム

（基本的事項）

ガイダンスは、ガイドが直接案内及び解説する方法が基本となりますが、補助的には観光旅行者が自ら理解するための解説板やガイドブックなどの文字や携帯端末などの情報システムを活用した方法など様々な手段があります。

また、ガイドには、職業的なガイドのほか、ボランティアガイド、あるいは地域の住民や農林漁業者とのふれあいや協働を通しての地域密着型の案内及び解説といった様々なレベルが想定されます。